

兵庫県公報

令和4年2月8日 火曜日 第283号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	3
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（同）	4
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	7
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路企画課）	8
○ 道路の区域の変更（道路保全課）	8
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	8
○ 市街地再開発組合の定款の変更認可（市街地整備課）	9
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	9
○ 同 上（同）	10
○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（同）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	12
選挙管理委員会告示	
○ 平成29年兵庫県選挙管理委員会告示第90号（衆議院比例代表選出議員選挙における開票区 の設置）の一部改正	12
警察本部公告	
○ 入札公告	12

告 示

兵庫県告示第155号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年2月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市宮井字春家884、884の1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第156号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年2月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市江野字下坂1976の2、1976の3、1976の8、1976の10、1976の12から1976の22まで、1976の25から1976の28まで、1976の33、1976の38から1976の40まで、1976の42
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第157号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年2月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市江野字幸谷800の1、801から803まで、805から807まで、字種田830、字上坂894の1、894の2、915、915の1、915の2、942、942の2、942の3
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第158号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年2月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市但東町奥藤字古木ノクラ6の1、字ヲウカメ谷9、字ヲシガタハ10の1、10の12、但東町中藤字細谷38の5
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第159号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和4年2月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市出石町上村字マナド123の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第160号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和4年2月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域
伊丹市鴻池二丁目177番1の一部
- 2 特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物



兵庫県告示第161号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和4年2月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域
伊丹市南町二丁目31番1、31番2及び33番1の各一部
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第162号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和4年2月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域
加古郡播磨町東新島4番及び16番1の各一部
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 1の土地は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号に該当する。



兵庫県告示第163号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年2月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
東洋紡株式会社高砂工場
高砂市曾根町2900
工場長 奥田正浩
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
東洋紡株式会社高砂工場
高砂市曾根町2900
 - (3) 特定施設に関する事項

種 類	46号イ 水洗施設(71号の5ジクロロメタンによる洗浄施設 (No. 1))		46号イ 水洗施設 (No. 2)		
能 力	5 m ³		380 L		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1箇月		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	0時～24時 16時間		0時～24時 7時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6～7	6～7	1	1
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	500	500	100,000	100,000
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	1,000	1,000	—	—
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	1,000	1,000	70,000	90,000
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)				
	ジクロロメタン (単位 mg/L)	—	—	—	—
ダイオキシン類 (単位 pg-TEQ/L)	—	—	—	—	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	5.76	7.49	0.59	0.76	

備考 汚水等は外部委託処理するとともに、既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

46号ろ過施設 (No. 3)		ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2 15号イ 廃ガス洗浄施設 (No. 4)	
480 L		6,600m ³ N/時	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
0時～24時 8時間		0時～24時 24時間連続	
同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大
10～12	9～13	7～8	7～10
—	—	—	—
100,000	100,000	30	30
—	—	150	150
—	—	20	20
—	—	—	—
10,000	10,000	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	3～5	10
16.87	21.93	56	56

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和4年2月8日から同年3月1日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第164号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年2月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
基本測量（時空間変位確定測量）
- 2 作業期間
令和4年1月1日から同年3月31日まで
- 3 作業地域
兵庫県全域



兵庫県告示第165号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年2月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年1月17日から同年3月25日まで
- 3 作業地域
福崎町西田原地内



兵庫県告示第166号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年2月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和3年6月4日から令和4年1月7日まで
- 3 作業地域
香美町香住区余部地内



兵庫県告示第167号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年2月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間

令和3年6月7日から同年10月31日まで

3 作業地域

西宮市上甲東園一丁目地内



兵庫県告示第168号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

その関係図書は、令和4年2月8日から2週間、兵庫県県土整備部土木局道路企画課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類	路線名	区 間	指定の部分	備考
主要地方道	本竜野停車場線	たつの市龍野町堂本字岸ノ下2番8から 同 市龍野町富永字常心坊296番6まで	上下線	



兵庫県告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和4年2月8日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 8 号	豊岡市新堂字門谷289番1から 同 市竹野町御又字タモノミヤ79番1まで	旧	8.0から 114.0まで	5,519.0	
		新	8.0から 114.0まで 7.0から 190.0まで	5,519.0 7,015.0	予定地



兵庫県告示第170号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年2月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地 番
塩屋町(5)	神戸市	垂水区	塩屋町三丁目		851番4の一部、891番1の一部、891番2、 892番1、893番2の一部、894番1の一部、 932番4、936番の一部

			塩屋町	南谷	845番19の一部、885番1、885番2の一部、885番3、888番1の一部、888番2の一部、888番5の一部、885番1から885番2に至る地先の道路敷の一部
--	--	--	-----	----	--



兵庫県告示第171号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、三田駅前Cブロック地区市街地再開発組合の定款の変更について認可した。

令和4年2月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 組合の名称
三田駅前Cブロック地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
令和3年11月から令和9年8月まで
- 3 施行地区
三田市駅前町の一部
- 4 事務所の所在地
三田市駅前町8番3号
- 5 組合設立認可の年月日
令和3年11月15日
- 6 定款変更認可の年月日
令和4年1月27日

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和4年2月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ヤマダ青山店
所在地 姫路市広畑区西蒲田4番地
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 ヤマダストア株式会社
住所 揖保郡太子町鶴495番地1
代表者の氏名 山田和弘
- 3 変更事項
(i) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ア 変更前
名称 ヤマダストア株式会社
住所 揖保郡太子町鶴235番地
代表者の氏名 山田一枝

イ 変更後

名称 ヤマダストア株式会社
 住所 揖保郡太子町鶴495番地1
 代表者の氏名 山田和弘

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
ヤマダストア株式会社	揖保郡太子町鶴235番地	山田一枝
モリス株式会社	高砂市米田町島83番地の1	森本幸吉
有限会社寿屋	姫路市広畑区西蒲田字上横田4番地	宮崎眞彰

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
ヤマダストア株式会社	揖保郡太子町鶴495番地1	山田和弘
株式会社マツモトキヨシ中四国販売	岡山市南区福富西一丁目20番32号	森 崇
有限会社寿屋 外1者	姫路市広畑区西蒲田字上横田4番地	宮崎眞彰

4 変更年月日

平成30年2月26日ほか

5 届出年月日

令和4年1月17日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和4年2月8日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年6月8日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和4年2月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジャパン氷上店、ゲオ丹波氷上店
 所在地 丹波市氷上町稲継堂ノ坪250

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 スギホールディングス株式会社
 住所 愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4
 代表者の氏名 杉浦克典

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ジャパン	大阪市中央区淡路町一丁目5-13	池田博之
株式会社ゲオ	愛知県春日井市如意申町5-11-3	沢田喜代則

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4	杉浦克典
株式会社ゲオ	名古屋市中区富士見町8番8号	吉川恭史

(2) 駐輪場の位置（縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社スギ薬局	午前8時	午後10時30分
株式会社ゲオ	午前10時	翌午前1時

イ 変更後

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社スギ薬局	午前8時	午後11時
株式会社ゲオ	午前10時	翌午前1時

4 変更年月日

令和4年9月20日ほか

5 届出年月日

令和4年1月19日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和4年2月8日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年6月8日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**大規模小売店舗の廃止に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和4年2月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ヤマダ青山店

所在地 姫路市広畑区西蒲田4番地

2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

2,764平方メートル

- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
令和4年2月9日
- 5 届出年月日  
令和4年1月17日



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年2月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡播磨町二子字西垣254番、255番、256番1  
同 郡同 町古宮字秋ヶ池351番12
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
明石市小久保三丁目18番地の26  
株式会社ヨシカワ 代表取締役 吉川尚孝
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和3年8月2日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-11号（3播磨）

**選挙管理委員会告示**

**兵庫県選挙管理委員会告示第6号**

平成29年兵庫県選挙管理委員会告示第90号（衆議院比例代表選出議員選挙における開票区の設置）の一部を次のとおり改正する。

令和4年2月8日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂則本

表西宮市第1開票区の項中「同第95投票区」を「同第93投票区」に、同表西宮市第2開票区の項中「西宮市第96投票区から同第112投票区まで」を「西宮市第94投票区から同第110投票区まで」に改める。

**警察本部公告**

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年2月8日

契約担当者  
兵庫県警察本部長 種部滋康

- 1 調達内容
  - (1) 購入物品及び数量
    - 令和4年度兵庫県警察車両のタイヤ及びチューブの購入並びに兵庫県警察本部車両のタイヤ組替え及びパンク修理の単価契約
    - ア タイヤ 予定数量 4,174本
    - イ チューブ 予定数量 308本
    - ウ タイヤ組替え（普通車） 予定数量 3,628本
    - エ タイヤ組替え（大型車） 予定数量 474本
    - オ パンク修理 予定数量 36本

- (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 納入期間  
令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで
  - (4) 納入場所  
契約担当者が指定する場所
  - (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 3 入札の参加申込及び入札の方法等
- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部装備課 担当 砂原  
電話（078）341-7441 内線2342
  - (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間、入札説明書の交付期間  
令和4年2月8日（火）から同月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前10時から午後5時まで
  - (3) 入札・開札の日時及び場所  
令和4年3月22日（火）午後1時30分  
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部6階603会議室
  - (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和4年3月18日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年3月17日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
  - (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に要求される義務

- ア この一般競争に参加を希望する者は、四輪及び二輪（特殊な車両を除く。）については、警察本部及び各警察署ごとの近隣に営業所等を、白バイについては、入札説明書で示す地区ごとに最低1箇所営業所等を確保し、その一覧表を「営業所及びメンテナンス業者保有（設置）一覧表」で作成し提出すること。
- イ タイヤ及びチューブの出荷能力があることを証明する「特約店証明書」等を提出すること。
- ウ 納入しようとするタイヤ等の品質が分かる資料「カタログ」等を提出すること。
- エ 上記アからウまでの証明書等は、令和4年2月22日（火）までに提出すること。
- オ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アからウまでの証明書等に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

- ア 入札書は、前記3(3)の日時及び場所に直接持参すること。ただし、郵送等による入札の場合は、令和4年3月18日（金）午後5時までに、前記3(1)の場所に必着のこと。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和4年4月1日（金））までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者
- コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決されその予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した車両用タイヤ・チューブを納入、タイヤ交換及びパンク修理ができると契約担当者が判断した入札者であって財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the bid announcement

(1) Person in charge:

Tanebe Shigeyasu, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(2) Products to be purchased:

|                                      |               |
|--------------------------------------|---------------|
| a Tires for vehicles                 | Approx. 4,174 |
| b Inner tubes                        | Approx. 308   |
| c Changing tires(Standard sized car) | Approx. 3,628 |
| d Changing tires(Large sized car)    | Approx. 474   |
| e Repairing flat tires               | Approx. 36    |

- (3) Delivery period:  
From April 1, 2022 to March 31, 2023
- (4) Delivery places:  
The designated place by Chief of Hyogo Prefectural Police HQ
- (5) Deadline for the application forms:  
17:00 February 22, 2022
- (6) Deadline for bidding:  
17:00 March 18, 2022 by mail;  
13:30 March 22, 2022 by direct delivery
- (7) Secretariat:  
Miss Sunahara, Equipment Division, Hyogo Prefectural Police HQ  
5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510  
TEL (078)341-7441 Ext. 2342